

チボリ・ジャパン社取締役会の概要について

8月6日（水）、チボリ・ジャパン社の取締役会が岡山市内で開催され、今後の公園運営について審議が行われた。その概要等は、次のとおりである。

1 公園事業の廃止

- ① 坂口社長から、6月20日の取締役会で、残る案として関係者で検討、協議することとされた、県からの土地転貸の枠組みを外した上で、3分の1程度に縮小した公園部分をアウトレットモール部分と分離し、公的支援を受けながら当社が運営する案について、その後の経過が報告された。
- ② 坂口社長は、県、市とも支援できないとされたことから、公園事業の継続は不可能と考えられるとの見解を示した上で、各取締役に意見を求めた。
- ③ 知事は、会社として公園事業を廃止することはやむを得ない旨を発言し、他の取締役も、同様の意見であった。
- ④ 以上のことから、議長である坂口社長が、本年12月31日をもって公園事業を廃止することについて採決を行ったところ、出席取締役全員が賛成した。

2 会社の解散

- ① 坂口社長は、公園事業が廃止され、新たな事業展開も見込まれず、当社は解散、清算の道を選択せざるを得ないとの見解を示した上で、各取締役に意見を求めた。
- ② 知事は、会社として存続することは困難であり、解散はやむを得ない旨を発言し、他の取締役も同様の意見であった。
- ③ 以上のことから、議長である坂口社長が、公園事業を廃止する本年12月31日をもって、会社を解散することについて採決を行ったところ、出席取締役全員が賛成した。その結果、8月26日（火）に臨時株主総会を開催し、会社の解散を株主に諮ることとされた。

3 今後の対応

臨時株主総会で解散が決議された後は、クラボウに対し、土地の貸借契約の解除を申し出るとともに、倉敷市及びチボリ・ジャパン社と連携しながら、緑と花の空間や公園施設ができるだけ残され、活用されるよう要請する。